相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市南方町高石六番地二、最後の住所宮城県大崎市古川福沼一丁目二七番一〇号　被相続人　亡　高橋　敏宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

宮城県大崎市古川旭二丁目三番地五　二階北側弁護士法人菅原・佐々木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青山　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字上初田一四一七番地、最後の住所栃木県小山市大字上初田一〇二六番地　被相続人　亡　須藤　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

栃木県宇都宮市下岡本町四一七二番地　相続財産管理人　杉本　充彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市佐原イ三四〇〇番地、最後の住所埼玉県桶川市鴨川一丁目一番二七号　被相続人　亡　萩原　理助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

事務所埼玉県さいたま市大宮区宮町三丁目一一番四号オリエンタル大宮ビル三階　大宮パートナーズ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小野　雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市緑丘三丁目一番、最後の住所埼玉県北足立郡伊奈町寿一丁目一六七番地　高村第三コーブ二〇一　被相続人　亡　橋本　昇朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

埼玉県さいたま市浦和区仲町二―一六―四　岩井ビル三階　浦和はやと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大塚信之介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市西区大字飯田三四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　冨永　藤一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二四一番地二号山崎第二ビル五階Ａ大宮桜木町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小川　武士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区西片二丁目四三番地、最後の住所埼玉県越谷市千間台西一丁目一八番地一サンライトパストラル二―一〇九　被相続人　亡　中野　茂吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

東京都文京区白山一丁目三三番八―六〇五号　相続財産管理人　宮崎　澄江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市本町五丁目五七番地、最後の住所新潟県上越市寺町三丁目四番一一号　被相続人　亡　梅川　哲資

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

新潟県上越市本町三丁目二番一八号　本町三丁目振興組合会館二階　相続財産管理人　弁護士　阿部　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市北区小山初音町六〇番地、最後の住所京都府京都市東山区下河原通高台寺門前下河原町四六三番地一　被相続人　亡　辻村　昌彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

長野県大町市大町二五一一番地三大町商工会館二階あおぞら法律事務所　相続財産管理人　弁護士　金枝由香里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市西大海道字戌亥七一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　五十川繁雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

愛知県犬山市松本町二丁目六〇番地ロワールハイツ二〇一　安田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　安田庄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市北条町栗田一〇九番地二、最後の住所兵庫県加西市北条町栗田六九番地の四　被相続人　亡　西村やすゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

兵庫県加古川市加古川町寺家町四七―六加古川ベルデモールビル５Ａ号　つつじの総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中森真紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市昭和町三丁目一七〇六番地四、最後の住所宮崎県延岡市昭和町三丁目一七〇六番地四　被相続人　亡　松下　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月五日

宮崎県延岡市鶴ケ丘一丁目一二番五号　相続財産管理人　小瀬　敦

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のため無縁墳墓等について改葬することになりました。つきましては、本無縁墓地及び護持管理料滞納墓に関する使用権利を有する方、または、その縁者は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年三月五日

一、墳墓等所在地　東京都江東区白河二―七―一〇

一、墳墓等の名称　宜雲寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　①佐々木家之墓・墓石類一基、②先祖代々墓（大網家）・墓石類一基、③南家之墓・墓石類一基、④岩田家之墓・墓石類一基、⑤松島家之墓・墓石類一基、⑥伊藤家之墓・墓石類一基、⑦井野家之墓・墓石類一基

一、改葬を行おうとする者　東京都江東区白河二―七―一〇　宗教法人宜雲寺　代表役員　西村　徳城

第47期決算公告

平成30年3月5日　東京都江東区東雲二丁目11番15号

ブリヂストン建設タイヤ販売株式会社

代表取締役　石丸　弘幸

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,275,020	流動負債	769,564
固定資産	104,109	（賞与引当金）	(19,036)
		固定負債	105,159
		（退職給付引当金）	(99,159)
		（役員退職慰労引当金）	(6,000)
		株主資本	504,406
		資本金	100,000
		利益剰余金	404,406
		利益準備金	9,990
		繰越利益剰余金	394,416
		（うち当期純利益）	(150,944)
資産合計	1,379,129	負債・純資産合計	1,379,129